

我が国のミサイル防衛システムの一層の充実を求める意見書

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による度重なる核実験及び弾道ミサイル発射は、我が国の安全保障及び国民の生命と財産に対する深刻な脅威である。北朝鮮は本年3月以降、幾度となく弾道ミサイルを発射、当該ミサイルは我が国の排他的経済水域内に落下している。さらに同年8月及び9月の弾道ミサイル発射では、いずれも我が国本土、北海道上空を通過した後、太平洋上に落下している。このような憂慮すべき事態に対し、我が国国民は大きな不安を抱いている。仮に弾道ミサイルが我が国本土に落下する可能性がある場合、全国瞬時警報システム（Jアラート）が作動し、情報伝達が行われるが、国民が十分に避難できる時間的猶予があるとは言えず、国民は不安と恐怖に見舞われることとなる。

さらに最近の報道によると、北朝鮮はミサイル以外にも猛毒の神経剤であるサリンやVXなどの化学兵器を保有しており、加えて高高度核爆発による電磁パルス（EMP）攻撃で相手国の防衛網を麻痺させることも可能であると主張するなど、その脅威は計り知れないものである。

かかる事態に際し、政府及び国会においては、国民の安全と安心を確保するとともに、我が国の領土、領海、領空を守り抜き、あらゆる形態のミサイル発射に対して、完全な迎撃体制を整備することが急務であり、我が国のミサイル防衛システムの一層の充実を図るため、下記の事項の早期実現を要望する。

記

1. 弾道ミサイル及び巡航ミサイルに対する防衛態勢の強化として、常時即応体制の確立及び同時多発発射による攻撃から我が国全域を防衛できるよう、イージスアショア（陸上配備型イージスシステム）及びTHAAD（終末高高度防衛ミサイル）の導入について、早急に予算措置を行うこと。
2. 全国に16機配備されている地対空誘導弾パトリオット（PAC3）について、それぞれの都市を迎撃の有効射程内におさめ、かつ首都圏等の重要拠点においても単独で迎撃でき得るようPAC3を増設配備すること。
3. 石油コンビナートや原子力発電所等の重要施設に対しては、稼働中、休止中を問わず、あらゆる事態を想定した防衛体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

堺市議会

衆議院議長	—
参議院議長	—
内閣総理大臣	—
財務大臣	—
総務大臣	—
外務大臣	—
防衛大臣	—
内閣官房長官	—

各宛